

「情報公開文書」

受付番号：2021-4-147

課題名：バイオバンク検体を用いた健常人における腫瘍関連遺伝子胚細胞変異の探索

1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク計画（以下「TMM」）の地域住民コホート、および三世代コホートに参加した健常人（成人）

2. 研究目的・方法

【研究期間】西暦 2017 年 6 月（倫理委員会承認後）～ 2026 年 8 月

【研究目的】

本研究課題では、京都大学が実施する「健常人における腫瘍関連遺伝子胚細胞変異の探索」に協力し、東北メディカル・メガバンク計画のバイオバンク（以下「TMM バイオバンク」）が保有する、健常人の DNA 試料を京都大学に提供して、腫瘍関連遺伝子の変異解析を行います。

【研究の方法】

TMM バイオバンクが保有する健常人由来 DNA 試料を提供し、京都大学で腫瘍関連遺伝子の変異解析を行います。

- ・ PCR法によって解析対象遺伝子の全エクソン領域を増幅し、あるいは解析対象遺伝子を含むDNA断片をcRNAを用いて濃縮した後に、次世代シーケンサーを用いて変異解析を行います。
- ・ これらの試料の提供者については、ゲノムデータ（全ゲノム情報、網羅的SNPs情報等）が付随している場合があり、それらと上記解析結果との関連解析を行うことがあります。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

試料：TMM バイオバンクが保有する健常人の DNA

情報：上記試料のゲノムデータ（全ゲノム情報、網羅的 SNPs 情報等）

4. 外部への試料・情報の提供

本研究課題については、匿名化後の試料・情報として与えられたものを用います。TMM バイオバンクとして保存される試料・情報については、連結可能匿名化のための対応表は、生体認証付金庫に収納され、生体認証とパスワードによりアクセス制限をしたコンピュータに保管され、一切のネットワークから切り離された状態で管理されています。

5. 研究組織

東北大学東北メディカル・メガバンク機構 山本 雅之
京都大学医学部医学研究科 腫瘍生物学 小川 誠司
東京大学医科学研究所 ヒトゲノム解析センター 宮野 悟

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 お問い合わせ窓口
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-717-8078

東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート担当
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5161

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合